

白子町業務継続計画（BCP）
【新型インフルエンザ等感染症対策】



令和4年2月

白子町

目 次

I	白子町業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）の基本的な考え方・・・	2
1	業務継続計画策定の基本的事項	
（1）	計画策定の目的	
（2）	新型インフルエンザ等の対象とする疾患	
（3）	新型インフルエンザ等発生時の町職員被害想定	
II	新型インフルエンザ等対策の実施体制・・・	4
1	本計画の発動指示・決定	
2	白子町新型インフルエンザ等対策会議の開催	
3	本計画の発動解除	
III	新型インフルエンザ等発生時の優先業務・・・	5
1	業務継続の基本的な考え方	
2	業務の優先度の考え方	
（1）	優先度等の判断の視点	
（2）	業務優先度区分	
（3）	発生段階に応じた対応区分別の目安	
IV	職員等の感染予防対策・・・	8
1	感染予防対策	
（1）	職員等の健康管理の徹底	
（2）	職場における感染予防対策	
2	職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合の対応	
3	来庁者（住民等）に対しての感染予防対策	
V	発生時の業務継続の対策・・・	10
1	業務継続に必要な体制整備	
（1）	必要人員等の把握	
（2）	人員の確保	
（3）	業務継続の確保に向けた対応	
2	受託業者の業務継続体制	
VI	各課の優先業務一覧・・・	11
VII	その他・・・	24
1	業務継続計画の見直し	
2	白子町ガス事業所の業務継続計画	

I 白子町業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）の基本的な考え方

1 業務継続計画策定の基本的事項

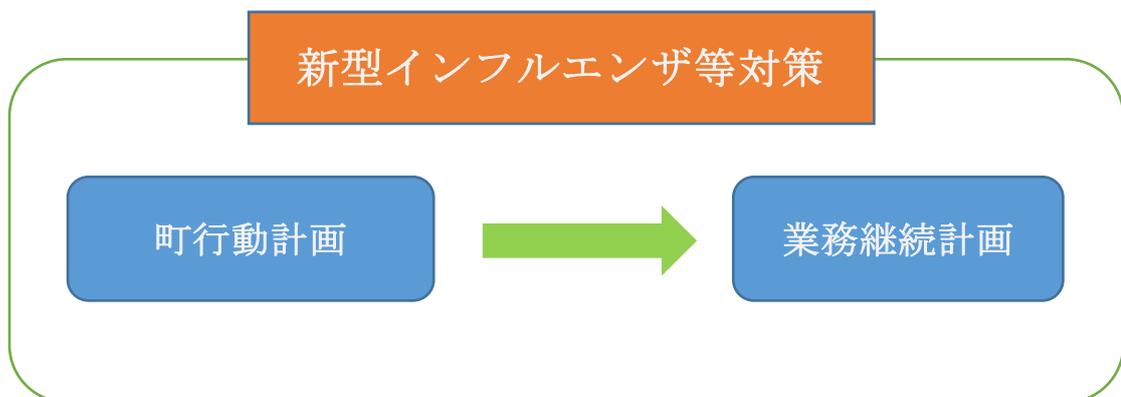
（1） 計画策定の目的

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザウイルスとは、その抗原性（免疫上の特性）が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

町は、「白子町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年8月策定）（以下、「町行動計画」という。）において、町民の生命及び健康を保護することを優先に、住民生活及び経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的とした対策を策定した。

新型インフルエンザ等の発生時には、町においても職員等の感染により出勤率が大きく低下することが見込まれるなか、感染拡大防止対策に関する業務を実施するとともに、住民生活への影響を最小限に抑えるため業務を継続する必要がある。

白子町業務継続計画【新型インフルエンザ等感染症対策】（以下、「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時に各課がその機能を維持し、必要な業務を遂行できるよう庁内の体制を整理し、示したものである。



(2) 新型インフルエンザ等の対象とする疾患

本計画の対象としている新型インフルエンザ等とは次のとおりとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成26年法律第115号・以下、「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きいもの
※新型インフルエンザ等対策特別措置法において、「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型新型コロナウイルス感染症」を追加する（感染症法第6条第7項）。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の町職員被害想定

国の想定数値を本町職員に当てはめ被害を想定すると次の数値となる。
なお、本計画は、この想定数値を参考にして策定する。

国の被害想定値

発症率(り患率)	全人口の25%
死亡率	感染者の2%
職員の欠勤率	40% ※家族の看護等の欠勤含む
欠勤日数	10日程度
流行期間	8週間程度

白子町職員被害想定

発症者数(り患者数)	40人
死亡者数	0.8人
職員の欠勤者数	64人 ※家族の看護等の欠勤含む

※職員数160名（令和3年4月1日現在、会計年度職員含む）

II 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 本計画の発動指示・決定

国内外を問わず新型インフルエンザ等が発生した際、国が緊急事態宣言を発令する場合は、より強力な対策を講じる必要があり町においても「白子町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

新型インフルエンザ等の感染力、職員の出勤状況等を総合的に判断したうえで、本部長が業務継続計画を発動する。ただし、本部長が困難な場合は、副本部長が発動する。

なお、国の緊急事態宣言が発令されていない場合においても、町長が必要と認めるときは、新型インフルエンザ等感染症対策特別特措法に基づかない任意の「対策本部」を設置する。

※白子町新型インフルエンザ等対策本部

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部構成員：各課長等

事務局：健康福祉課

2 白子町新型インフルエンザ等対策会議の開催

国内外で新型インフルエンザ等の発生状況に応じて「白子町新型インフルエンザ等対策会議」を開催し、各課等の業務状況、業務遂行上生じた問題等について、情報の共有化を図ったうえで、必要な対策を柔軟かつ的確に実施する。

※白子町新型インフルエンザ等対策会議

会長：副町長

副会長：健康福祉課長

委員：各課長等

3 本計画の発動解除

小康期に入り、県内及び長生管内の流行状況や職員の出勤状況等を総合的に勘案し、安定的な業務継続が可能な場合、本部長は、本計画の発動解除を指示する。

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生時の優先業務

1 業務継続の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の業務に加え、感染拡大防止等、新たな業務が発生する。更には、職員や家族等のり患により出勤ができなくなる可能性がある。

このような状況下において、職員の生命を守り、健康を維持し、必要な行政サービスを継続するために、職場における感染対策の徹底と、業務の優先度を整理することが必要である。

以上のことから業務継続の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ等発生時、継続業務以外の業務については、縮小又は休止し、人員を投入する。
- ② 職場内の感染対策の徹底、勤務体制を工夫する。
- ③ 継続業務（強化業務）及び感染対策業務については、優先的に実施する。
- ④ 町内の感染拡大状況によっては、住民生活を維持する最低限の業務を実施する。

2 業務の優先度の考え方

(1) 優先度等の判断の視点

判断に当たっては、次の視点を考慮する。

- ① 休止等による社会的影響の有無
 - (ア) 町民の生命・健康の保護及び安全の保持に支障があるか。
 - (イ) 町民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
 - (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。
- ② 町の他の業務への影響の有無
- ③ 法令上の処理期限等の有無
法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。
- ④ 通常の業務実施体制の継続の要否
業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。
※公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等感染症発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては 24 時間勤務等）が必要な業務か、各種窓口業務や支払い事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務か等の視点も考慮する。
- ⑤ その他
 - (ア) 流行期間に業務を休止しても、その後の対応が可能か。
 - (イ) 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

(2) 業務優先度区分

優先業務S、A、B、Cについては、職員の欠勤率 40%を目安とする。

区 分		内 容
高 ↑ 優先度 ↓ 低	優 先 業 務	S 感染対策業務 新型インフルエンザ等発症時に感染対策として強化を必要とする業務
		A 継続業務【強化業務】 新型インフルエンザ等発生時に、業務量が増加するなどして、平常時よりも強化を必要とする業務 ◎町民の生命・健康を守るため、平常時よりも強化して継続する業務 例：町民向け広報、医療機関との調整、救急搬送業務など
		B 継続業務 新型インフルエンザ等発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務 ◎町的意思決定・重要業務の継続に必要な内部管理業務や町民の生命・財産等への影響による休止・中断が困難な業務 例：水道・道路・河川等の維持管理、福祉施設の機能や社会秩序の維持、通信・各システムの維持等、庁舎の維持管理、災害対応など
		C 縮小業務 新型インフルエンザ等発生時に業務内容を縮小する業務 ◎流行中も業務を休止できないが、「B 継続業務」には該当せず、感染拡大防止等の観点から通常の業務内容を縮小する業務
		D 休止業務 新型インフルエンザ等発生時に原則として休止・中断する業務 ◎流行の終息後に先送りすることが可能な業務や感染拡大防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務 例：緊急を要しない管理・調査等、集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務など

※ この業務優先度は、感染防止等の観点から選定したもので、平常時の業務の重要度とは異なる。

(3) 発生段階に応じた対応区分別の目安

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なる。町行動計画では、発生段階を①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）、④国内感染期（県内感染期）⑤小康期の5段階に分けて定めている。本計画は、それを基に各段階に応じて次のとおり対応する。

	未発生期	国外発生期	国内発生早期	県内感染期	長生管内発生期 感染期	小康期
A 継続業務 【強化業務】						
B 継続業務						
C 縮小業務						
D 休止業務						
S 感染対策業務						
白子町新型インフルエンザ等対策本部						
		※緊急事態宣言発令または、町長が必要と認める時				
白子町新型インフルエンザ等対策会議						

継続： 縮小： 休止：

IV 職員等の感染予防対策

1 感染予防対策

(1) 職員等の健康管理の徹底

個々の職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、日頃から次のとおり感染予防の対策に留意する。

- ① 流水、石けんを用いた手洗いと、うがいの徹底、さらには手指消毒用アルコール製剤を使用しウイルスを除去する。
- ② 人混み、換気の悪い屋内では、マスクを着用する。また、着用していない人にはマスクの着用を促す。
- ③ 咳やくしゃみによる飛沫感染防止のため、1～2 mの距離を確保する。マスクを着用していない場合は、ティッシュペーパー等で口と鼻を覆う。
- ④ 出勤前の検温、健康チェック及び発熱や咳等のインフルエンザ等の症状がある場合は、出勤自粛を徹底する。
- ⑤ ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適正な食事、運動を心がける。

(2) 職場における感染予防対策

職場においては、次のとおり感染予防の対策に留意する。

- ① 毎日、職場内の清掃・消毒を行う。
消毒は、アルコール製剤を用いて窓口カウンター、事務室内の物品、ドア、スイッチ、トイレ等、人が触れるところを拭き取り清掃する。
- ② 人との接触の機会を減らすため、会議・研修会を中止する、若しくは、オンラインを利用した開催とする。緊急を要する会議等、やむを得ず対面で行う場合は、出席者の健康管理、マスクの着用、手指消毒、対人距離を確保する等の対応をとる。
- ③ 職員の感染リスクを低減させるため、別室、またはテレワークによる分散業務とする。

2 職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合の対応

新型インフルエンザ等に職員、若しくはその家族が感染した場合は、保健所等の指示に従い、出勤せずに、所属長に連絡する。総務課及び感染した職員の所属長は、次の対応を行う。

- ① 感染状況を把握するため、感染した職員、家族等の情報収集をする。
- ② 就業制限の期間は、保健所から指示された期日とし、感染者の就業についても、保健所の指示及び医師の許可に従う。
- ③ その他、必要な事項については、その都度協議するものとする。

3 来庁者（住民等）に対する感染予防対策

来庁する住民等に対しては、庁舎内の感染対策について、次のとおり対応する。

- ① 来庁者には、マスクの着用、検温、手指消毒（手洗い）を徹底していただく。また、体調が優れない時は、来庁を控える等、基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 庁舎内で発熱、咳等、インフルエンザ等、感染疑いのある人を発見した場合は、帰宅を促す。若しくは会議室等の別室に誘導し、他者との接触を防ぐ。また、発症が疑われる場合は、医療機関受診を促す。
- ③ 感染疑いのある人が触れた部分や飛沫が付着している所は、清掃、消毒を行う。

V 発生時の業務継続の対策

1 業務継続に必要な体制整備

(1) 必要人員等の把握

新型インフルエンザ等の発生時に備え、平常時より感染対策業務や継続業務の強化に必要な人員や職種等を把握する。

(2) 人員の確保

新型インフルエンザ等により、多くの職員が欠勤した場合は、原則、課等内で人員調整をする。課等内で調整できない場合は、人員の不足数、動員可能数等、事前に総務課と協議し、白子町新型インフルエンザ等対策会議において人員配置等の協議をする。

(3) 業務継続の確保に向けた対応

代替要員が円滑に業務を遂行できるよう、平常時より課等内において業務内容の共有化、業務継続計画の整備、代替要員への引き継ぎ書の準備等の整備を図る。

また、総務課は、専門的な知識や資格、経験等が必要となる場合に備え、職員の業務経験等、事前に整理しておく。

2 受託業者の業務継続体制

業務の一部を業者等に委託している場合は、原則、本業務を所管する各課等が業者に対し、新型インフルエンザ等発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。

継続できない場合は、その対応策を検討する。また、対応が可能な場合でも、継続が困難になった時の対応策も併せて検討する。

VI 各課の優先業務一覧

総務課		
NO	業 務	分類
1	消防、防災に関すること	A
2	国、県及び広域圏の重要施策事項の対策調整に関すること	A
3	権限の委任及び専決に関すること	B
4	職員の給与、旅費及び共済・退職手当に関すること	B
5	庁内各課及び出先機関との連絡調整に関すること	B
6	公印の管守及び管理に関すること	B
7	庁内取締役並びに宿日直に関すること	B
8	文書の收受、配布及び発送に関すること	B
9	防災行政無線に関すること	B
10	予算の編成、配当及び執行管理に関すること	B
11	公の施設に関すること	B
12	広報・公聴に関すること	B
13	IT推進総合調整に関すること	B
14	議会及び他の執行機関との連絡調整に関すること	C
15	行政訴訟及び損害賠償に関すること	C
16	公平委員会に関すること	C
17	議会の招集及び議案に関すること	C
18	条例、規則等の審査及び公布に関すること	C
19	職員の福利厚生及び衛生管理に関すること	C
20	公務災害補償に関すること	C
21	会議、ほう賞及び表彰に関すること	C
22	自治会に関すること	C
23	防犯に関すること	C
24	地縁団体に関すること	C
25	情報公開・個人情報保護に関すること	C
26	選挙管理委員会に関すること	C
27	財政全般の企画及び連絡調整に関すること	C
28	地方交付税に関すること	C

29	町債に関する事	C
30	各種事業計画の総合調整に関する事	C
31	事務改善に関する事	C
32	公共交通に関する事	C
33	行政区域及び字区域に関する事	D
34	行政組織及び職制に関する事	D
35	職員の任免及び賞罰に関する事	D
36	職員の定数及び配置に関する事	D
37	職員研修に関する事	D
38	特別職報酬等審議会に関する事	D
39	自衛官募集に関する事	D
40	危険物、準危険物に関する事	D
41	財政事情の公表に関する事	D
42	公有財産の設置、管理及び評価に関する事	D
43	基金に関する事	D
44	建築工事等指名業者選定審査会に関する事	D
45	工事請負契約に関する事	D
46	町政の基本的施策の調査、企画に関する事	D
47	企業立地、企業誘致に関する事	D
48	交通安全に関する事	D
49	町振興審議会に関する事	D
50	コミュニティ行政に関する事	D
51	各種統計調査に関する事	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の整備に関する事	S
2	職員の健康状態・出勤状況等の把握（労務・服務に関する事）	S
3	発生時における部署間の人員・応援調整に関する事	S
4	職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事	S
5	対策に係る予算その他財務に関する事	S
6	感染防護品等必要な物資・機材の調達及び備蓄等に関する事	S
7	所管施設等の感染対策の強化・感染予防の周知に関する事	S
8	発生状況の情報収集に関する事	S
9	公共施設において感染者がでた場合の消毒に関する事	S

議会事務局		
NO	業 務	分類
1	公印の保管に関する事	B
2	議会に属する予算及び経理事務に関する事	B
3	慶弔に関する事	B
4	議員共済に関する事	B
5	議員の公務災害に関する事	B
6	議員互助に関する事	B
7	監査委員に関する事	B
8	議事日程及び諸報告に関する事	B
9	議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関する事	B
10	議会の本会議に関する事	B
11	議員全員協議会、議会運営委員会及び委員会協議会に関する事	B
12	議員名簿、委員名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備に関する事	C
13	文書の收受、発送、保管に関する事	C
14	議員の出・欠席に関する事	C
15	職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事	C
16	職員の服務及び規律、厚生に関する事	C
17	議会関係諸規程の制定、改廃に関する事	C
18	儀式、接待及び交際に関する事	C
19	議長会に関する事	C
20	議会事務協議会に関する事	C
21	議会政務調査費に関する事	C
22	会議録、その他会議記録の調製保管に関する事	C
23	会議の傍聴人に関する事	C
24	委員会、公聴会に関する事	C
25	議場その他会議室の管理、取締りに関する事	C
26	議案の審議に必要な資料の調製に関する事	C
27	町政に関する調査、検査及び情報の収集、整理に関する事	C
28	法令の調査、研究に関する事	C
29	議会の広報に関する事	C

30	図書室の整備、管理に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	町議会との連絡調整に関すること	S
3	発生時における他部署の応援に関すること	S

税 務 課		
NO	業 務	分類
1	法定普通税及び入湯税、国民健康保険税の賦課徴収及び附滞金徴収に関すること	C
2	法定普通税及び入湯税、国民健康保険税の課税台帳の調整及び保管に関すること	C
3	町税関係諸証明の作成に関すること	C
4	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行許可番号標の交付に関すること	C
5	国、県税に関すること	C
6	償却資産課税台帳に関すること	C
7	税の減免並びに滞納処分に関すること	C
8	固定資産の評価に関すること	C
9	土地台帳、土地課税台帳に関すること	C
10	家屋台帳、家屋課税台帳に関すること	C
11	固定資産評価審査委員会に関すること	C
12	納税意識の普及啓発に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	発生時における他部署の応援に関すること	S

住 民 課		
NO	業 務	分類
1	戸籍及び住民基本台帳に関すること	B
2	印鑑登録に関すること	B
3	破産者、成年被後見人・被保佐人及び犯罪人名簿に関すること	B
4	身分、居住、転出、その他の証明に関すること	B

5	埋火葬の許可に関する事	B
6	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 58 条第 1 項の規定による通知に関する事	B
7	児童扶養手当に関する事	B
8	児童手当に関する事	B
9	特別児童扶養手当に関する事	B
10	国民健康保険事業に関する事	B
11	後期高齢者医療に関する事	B
12	国民年金に関する事	B
13	人口動態調査に関する事	C
14	児童福祉に関する事	C
15	保育所に関する事	C
16	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）における医療に関する事	C
17	高齢者の医療の確保に関する法律における医療に関する事	C
18	人権擁護に関する事	C
19	子ども・子育て支援（保育所機能部分）に関する事	C
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関する事	S
2	火葬能力等の把握、遺体の収容及び埋火葬に関する事	S
3	保育施設の感染対策の強化・予防の周知に関する事	S
4	保育施設において感染者がでた場合の消毒に関する事	S
5	発生時における他部署の応援に関する事	S

健康福祉課		
NO	業 務	分類
1	感染症予防に関する事	A
2	予防接種に関する事	B
3	献血推進に関する事	B
4	健康づくりの推進に関する事	C
5	子ども医療に関する事	C
6	生活保護に関する事	C
7	母子福祉に関する事	C

8	高齢者福祉に関すること	C
9	身体障害者（児）福祉に関すること	C
10	知的障害者（児）福祉に関すること	C
11	精神障害者（児）福祉に関すること	C
12	災害罹災者の保護に関すること	C
13	行旅病人及び行旅死亡人に関すること	C
14	民生委員及び児童委員に関すること	C
15	保護司に関すること	C
16	社会福祉団体に関すること	C
17	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること	C
18	介護保険事業に関すること	C
19	地域支援事業に関すること	C
20	地域包括支援センターに関すること	C
21	その他保健福祉に関すること	C
22	各種保健事業の推進に関すること	D
23	地区組織に関すること	D
24	敬老に関すること	D
25	青年館管理運営に関すること	D
26	戦傷病者、戦没者遺族等に関すること	D
27	ふれあいセンターに関すること	D
1	新型インフルエンザ等対策会議・本部会議の運営に関すること	S
2	町民や関係機関への情報提供・対策の普及に関すること（保健医療分野に限る。）	S
3	感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）	S
4	職員の予防接種（特定接種に限る。）のサポートに関すること	S
5	住民接種の位置づけ及び住民接種の準備及び実施に関すること	S
6	医療の確保及び周知に関すること	S
7	要援護者支援に関すること	S
8	健康・医療相談に関すること	S
9	相談窓口の設置に関すること（県の実情に基づく）	S
10	発生状況の情報収集に関すること	S

環 境 課		
NO	業 務	分類
1	コミュニティ・プラント維持管理に関すること	B
2	有害鳥獣駆除に関すること	B
3	可燃物収集袋受け払いに関すること	B
4	畜犬登録及び狂犬病予防に関すること	B
5	一宮聖苑組合事務に関すること	B
6	清掃事業の企画に関すること	C
7	公害予防に関すること	C
8	地下水汚染防止対策事業に関すること	C
9	塵芥、し尿処理に関すること	C
10	合併浄化槽設置整備事業に関すること	C
11	白子町環境美化推進に関する条例（平成8年白子町条例第7号）事務に関すること	C
12	コミュニティ・プラント使用料及び分担金徴収に関すること	C
13	白子町墓地等の経営の許可等に関する条例事務に関すること	C
14	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例事務に関すること	C
15	美しいまちづくり推進事業に関すること	C
16	住宅用太陽光発電システム設置補助事業に関すること	C
17	その他環境保全に関すること	C
18	衛生組織の育成指導に関すること	D
19	コミュニティ・プラント整備事業に関すること	D
20	そ族昆虫駆除に関すること	D
21	コミュニティ・プラント事業加入促進に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	施設等の感染対策の強化・予防の周知に関すること	S
3	発生時における他部署の応援に関すること	S

産 業 課		
NO	業 務	分類
1	一般農林水産資金に関すること	B
2	水稻、畑作物の病虫害防除に関すること	B
3	農業生産基盤施設の維持管理に関すること	B
4	農業振興指導事業に関すること	C
5	水田農業構造改革推進事業に関すること	C
6	米穀集荷に関すること	C
7	畜産振興に関すること	C
8	林業振興に関すること	C
9	水産業振興に関すること	C
10	農業振興地域の整備に関すること	C
11	園芸振興に関すること	C
12	農業農村基盤整備事業に関すること	C
13	農産振興に関すること	C
14	農業用廃プラスチック処理対策推進事業に関すること	C
15	人・農地プランに関すること	C
16	食育に関すること	D
17	農林水産業における男女共同参画及び女性活動に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	町民・事業者等への呼びかけに関すること	S
3	発生時における他部署の応援に関すること	S

商工観光課		
NO	業 務	分類
1	商工業の振興指導に関すること	B
2	中小企業の育成・指導に関すること	C
3	商工団体との連絡調整に関すること	C
4	消費者行政に関すること	C
5	観光事業の振興指導に関すること	C

6	休養施設に関すること	C
7	雇用対策に関すること	D
8	消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）に基づく表示監視に関すること	D
9	家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく表示監視に関すること	D
10	電気用品販売事業所の立入検査、報告徴収に関すること	D
11	度量衡に関すること	D
12	観光資源の開発、保存及び宣伝に関すること	D
13	その他商工観光に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	町民や事業者などへの情報提供・呼びかけに関すること	S
3	施設等の感染対策の強化・予防の周知に関すること	S
4	発生時における他部署の応援に関すること	S

建設課		
NO	業 務	分類
1	災害防止及び復旧に関すること	B
2	道路、橋梁、河川、排水機場の維持管理に関すること	B
3	公共物の管理に関すること	B
4	町道の占用に関すること	C
5	土地の収用及びその他用地の取得に関すること	C
6	公共用地の境界査定及び登記に関すること	C
7	土木事業の設計図書の作成及び工事監督に関すること	C
8	各種工事の技術援助に関すること	C
9	道路、橋梁、水溝きよの新設改修に関すること	C
10	都市計画に関すること	C
11	屋外広告物等表示（設置）許可、除去に関すること	C
12	宅地開発行為に関すること	C
13	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による申請及び諸届に関すること	C
14	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地取引関連事務に関すること	C

15	住宅施策に関すること	C
16	木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修工事補助金に関すること	C
17	若者マイホーム取得奨励金に関すること	C
18	住宅リフォーム補助金に関すること	C
19	地籍調査事業に関すること	C
20	町道の認定変更及び廃止に関すること	D
21	道路、橋梁台帳に関すること	D
22	駐車場法（昭和32年法律第106号）による駐車場設置届出事務に関すること	D
23	景観事業に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	発生時における他部署の応援に関すること	S

教 育 課		
NO	業 務	分類
1	学校保健、給食に関すること	B
2	教育委員会の会議に関すること	B
3	教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申し出に関すること	B
4	文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること	B
5	学級編制に関すること	B
6	教育内容及びその取扱いに関すること	B
7	教科書その他の教材の取扱いに関すること	B
8	児童及び生徒の就学に関すること	B
9	教育委員会に係る事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること	B
10	その他学校教育に関すること	B
11	事務局、学校その他の教育機関の職員の任免、分限並びに懲戒に関すること	C
12	教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	C
13	教育財産及び行政財産の管理に関すること	C

14	教育委員会規則の制定又は改廃に関する事	C
15	請願又は陳情等の処理に関する事	C
16	職員の服務に関する事	C
17	職員の研修並びに福利、厚生に関する事	C
18	公告式に関する事	D
19	広報に関する事	D
20	公印の管守に関する事	D
21	学校の通学区域の設定及び変更に関する事	D
22	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関する事	S
2	町立小中学校の児童・生徒及び教職員の感染予防に関する事	S
3	施設において感染者がでた場合の消毒に関する事の感染予防の周知に関する事	S
4	発生状況の情報収集に関する事	S
5	発生時における他部署の応援に関する事	S

生涯学習課		
NO	業 務	分類
1	社会教育機関の運営に関する事	C
2	埋蔵文化財に関する事	C
3	体育施設の管理、運営に関する事	C
4	歴史民俗資料室の管理、運営に関する事	C
5	社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財審議会委員、スポーツ推進委員の委嘱及びスポーツ推進審議会委員の任命並びにそれらの会議に関する事	D
6	社会教育関係団体の指導育成に関する事	D
7	講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの推奨に関する事	D
8	社会教育の資料の刊行及び配布に関する事	D
9	社会教育のために必要な設備、器械及び資料の提供に関する事	D
10	視聴覚教育に関する事	D
11	人権・社会同和教育に関する事	D

12	文化、芸術の向上に関すること	D
13	文化財の保護に関すること	D
14	社会体育団体の指導育成に関すること	D
15	スポーツの振興に関すること	D
16	青少年健全育成に関すること	D
17	人材育成に関すること	D
18	子ども会育成会に関すること	D
19	家庭教育に関すること	D
20	その他生涯学習、社会体育及び青少年育成に関すること	D
1	国・県等の情報収集・提供・共有体制の維持に関すること	S
2	施設等の感染対策の強化・予防の周知に関すること	S
3	公共施設等において感染者がでた場合の消毒に関すること	S
4	発生時における他部署の応援に関すること	S

学校給食センター		
NO	業 務	分類
1	物資の調達に関すること	B
2	献立の作成に関すること	B
3	衛生管理に関すること	B
4	調理及び配送に関すること	B
5	食品検査に関すること	B
6	食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること	B
7	設備の維持管理に関すること	B
8	職員の労務管理に関すること	B
9	前号に掲げるもののほか必要な業務に関すること	B
10	学校給食費の営利に関すること	D
11	栄養指導及び栄養改善に関すること	D
1	施設の感染対策の強化・予防の周知に関すること	S
2	施設において感染者がでた場合の消毒に関すること	S
3	発生時における他部署の応援に関すること	S

会 計 課

NO	業 務	分類
1	歳入歳出予算の収支及び決算に関すること	B
2	現金の出納及び保管に関すること	B
3	小切手の振出しに関すること	B
4	支出負担行為の確認に関すること	B
5	現金及び財産の記録管理に関すること	B
6	物品の出納及び保管に関すること	C
7	その他会計に関すること	C
8	課の庶務に関すること	D
1	新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること	S

Ⅶ その他

1 業務継続計画の見直し

本計画は、「白子町新型インフルエンザ等行動計画」を基に作成したものであり、行動計画の改定、各課等業務の変更等、今後の状況に応じて改定を行うものとする。

2 白子町ガス事業所の業務継続計画

白子町ガス事業所については、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、住民のライフラインである都市ガスの供給を可能な限り維持することを目的とし、別途「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画および事業継続計画」を策定している。